

2012 年度合格目標 行政書士公開セミナー

本試験へ向けてラストスパート！

「本試験本番へ向けて 残りの期間の過ごし方」

1. 出題内訳と目標点、合格基準の確認

(1) 2011(H23)年度本試験「試験科目・出題数・配点」表

	科 目	択一式 (×4)	多肢 選択式 (×8)	記述式 (×20)	配点	計
法令等	基礎法学	2 問			8 点	46 問 [244 点]
	憲法	5	1		28 点	
	民法	9		2	76 点	
	行政 法	一般的な法理論	6	1	1	
		行政手続法	3			
		行政不服審査法	2			
		行政事件訴訟法	3	1		
		国家賠償法・損失補償	2			
		地方自治法	3			
	商法（会社法含む）	5			20 点	
一般知識等	政治・経済・社会	7			28 点	14 問 [56 点]
	情報通信・個人情報保護	4			16 点	
	文章理解	3			12 点	
計		54 問 [216 点]	3 問 [24 点]	3 問 [60 点]	300 点	60 問

(2) ターゲット（現実的獲得目標）

【法令等】

	配点	目標
基礎法学	8 点	×5 割 → 4 点
憲法	28 点	×8 割 → 22 点
民法	76 点	×6 割 → 46 点
行政法	112 点	×7 割 → 78 点
商法	20 点	×6 割 → 12 点

162 点

【一般知識等】

	配点	目標
政治・経済・社会	28 点	×3 割 → 8 点
情報通信・個人情報保護	16 点	×8 割 → 12 点
文章理解	12 点	×7 割 → 8 点

28 点 (=7 問)

【試験全体】

法令等 + 一般知識等 = 190 点

(3) 合格基準

次の 3 要件を満たした受験生が合格！

- ① 法令等の得点が、244 点中 50%にあたる 122 点以上であること
- ② 一般知識等の得点が、56 点中 40%にあたる 24 点以上であること
- ③ 試験全体の得点が、300 点中 60%にあたる 180 点以上であること

2. 本試験までのスケジュールリング

総まとめ期（ラスト20週間）のスケジュールリング [2012/6/25～2012/11/11]

	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN
1週目	6/25						
2週目	7/2						
3週目	7/9						
4週目	7/16 (海の日)						
5週目	7/23						
6週目	7/30						
7週目	8/6						
8週目	8/13						
9週目	8/20						
10週目	8/27						
11週目	9/3						
12週目	9/10						
13週目	9/17 (敬老の日)					9/22 (秋分の日)	
14週目	9/24						
15週目	10/1						
16週目	10/8 (体育の日)						10/14 全国公開模試
17週目	10/15						
18週目	10/22						
19週目	10/29					11/3 (文化の日)	
20週目	11/5						11/11 行政書士 本試験

総まとめ期（ラスト20週間）のスケジュールリング [2012/6/25～2012/11/11]

	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN
1週目	6/25	<民法重点学習> ■基本書(テキスト)読み ■過去問2巡目 ■民法答練(科目別答練/上級演習答練/実戦答練) ※テキストを読むときは、全体像を意識し、各テーマは、「制度趣旨」から理解を！					
2週目	7/2						
3週目	7/9	<憲法重点学習> ■基本書(テキスト)読み ■過去問2巡目 ■憲法答練					
4週目	7/16 (海の日)	<行政法重点学習> ■基本書(テキスト)読み ■過去問2巡目 ■行政法答練 ※「行政法の一般法理論」は、講学上の概念の意味を押さえ、書いて確認 ※行手法・行審法は、図表を書いたり場面のイメージをしつつ、テキストを読む					
5週目	7/23						
6週目	7/30	<一般知識(情報通信・個人情報保護)重点学習> ■基本書(テキスト)読み ■過去問 ■答練の該当問題					
7週目	8/6	<一般知識(文章理解・政治経済社会)重点学習> ■基本書(テキスト)読み ■過去問(文章理解・選挙・財政等) ■答練の該当問題					
8週目	8/13	<商法・基礎法学重点学習> ■基本書(テキスト)読み ■過去問2巡目(重要度の高いもの:Aランク) ■商法答練					
9週目	8/20						
10週目	8/27	<主要3科目[憲法・民法・行政法]発展・応用学習> ■「実力完成演習」→本試験レベル問題の対応力をつける・関連知識の整理 ■市販の過去問題集以外の発展問題集のうち良問を解き、本試験レベル問題の対応力をつける ※基礎知識の習得が最優先であり、不安がある方はこの時期を使って解消！ ※基本書(テキスト)を再読するときは、各科目の出題形式(多肢選択式・記述式)を意識すること					
11週目	9/3						
12週目	9/10	<一般知識の重要論点確認> ■情報通信用語・行政の情報化・(行政機関)個人情報保護法から確実に点が取れるように習得					
13週目	9/17 (敬老の日)	<直前期答練前のインプット総仕上げ> ■連帯債務の絶対効など、暗記物テーマの総チェック！				9/22 (秋分の日)	
14週目	9/24	<直前期答練等の本試験同様スタイルのアウトプット&その復習> ■本試験シミュレーション→3時間で60問を解くにあたり、「解答順」のベストを探る ■時間が足りなかった方は、「解答順」と共に「時間配分の戦略」を見直す					
15週目	10/1						
16週目	10/8 (体育の日)	■解説冊子は「第二のテキスト」と思い、そのインプットに努めよう ■直前期答練の問題の中で、試験直前に自分なりにもう一度見直しておいた方が 良いと思う問題・解説に付箋を入れる等、ピックアップ作業をしておく					10/14 全国公開模試
17週目	10/15	■法令が半分しか正解できていない方は、早急に「行政法テキスト」を読み直そう ■一般知識が40%の基準点に届かない方は文章理解の解法テクニックの確認と、 政経情の基本書(テキスト)の財政&個人情報保護の部分だけでも読み直そう					
18週目	10/22						
19週目	10/29	<ファイナルチェック> ■暗記物テーマ、ピックアップしておいた問題の見直し&確認！ ■答練等で出題された民法の40字記述問題をざっと見直す				11/3 (文化の日)	
20週目	11/5						11/11 行政書士 本試験

3. 総まとめ学習時期(7～9月)における「憲法」学習要領

「人権分野」は、個別の判例の「争点」と、判旨の中に示されたその「結論」を結びつけること。また、その「結論」に至った「理由」をきちんと理解しておくことが必要です。この判決「理由」が理解できたならば、当該判例とは別の事件の判旨が出題されても、応用が利き、現場思考で正答することができます。

「統治分野」は、憲法条文そのものを正確に押さえ、日本国憲法に書かれていることと、法律以下に書かれていることとの区別をつけられるようにすることが必要です。また、「国会」は、ほぼ毎年出題されるテーマであり、国会自体、各議院、国会議員の3つの観点から整理しておきましょう。なお、「司法権」のテーマが出題される場合、判例知識が問われることが多いため、前提として、「法律上の争訟」とは何か、など、基礎知識を確認しておきましょう。

近年、憲法の本試験問題には現場思考型のものが出題されています。「関連する基礎知識」があることが前提ですが、書いてある設問文が初めて見るような内容のものであっても、現場で考えさせるための問題なのですから、知らなくても焦ることなく、「文章理解」を解く要領で設問文をよく読み、落ち着いて解答することが求められます。ここで前提となる「関連する基礎知識」の例としては、講学上の分類が挙げられます。例えば、「憲法」の意味であれば、「固有の意味の憲法」、「近代的意味の憲法」に分けたり、「表現の自由」の価値であれば、「自己実現の価値」、「自己統治の価値」に分けたりなど、講学上、様々な分類がなされています。こうした知識があれば、問題の切り口に気付くことができ、現場思考型の仲間外れ問題にも対応することができます。

憲法の「多肢選択式」問題に対応するために、今後、判旨中の重要文言が抜かれることを想定して、前後の文脈と共に理解をしていきましょう。なお、過去の問題では、宗教的・世俗的・間接的・抽象的・具体的・命令的・合理的など、「〇〇的」が多数出題されています。ほか、「合理性」が出題されるなど、「〇〇性」という文言も判旨にはよく出てきます。多肢選択式に使いやすい文言であるため、チェックしておくことをお勧めします。

4. 総まとめ学習時期(7～9月)における「民法」学習要領

近年、民法の択一式は、その殆どが事例式問題です。そのため、普段から問題を解く際には、「ポイントを押さえた関係図」を、テンポよく、効率的に書く練習をしましょう。

「記述式」問題が得点できない、とする受験生であっても、なぜできないのか、理由はいくつかに分かります。①制度の種類・名称が浮かばない、②要件・効果の知識がない、③問いに対する答え方が合わない、④記述対策として、問題とその解答を丸暗記する学習をしている、等。

①の解消法は、民法の基本書(テキスト)の「目次」を見ることです。例えば、「代理」と書いてあったときに、今度は、その「代理」の中にどんな制度があるか自分で書き出してみること。民法典の全体像が書いてあるページがあれば、「債権総論」という目次を見て、「債務不履行」、「債権者代位権」、「詐害行為取消権」、「債権譲渡」などの制度の名前を挙げていけるようになることです。

②の解消法は、民法が実体法であることを認識し、「法律要件(～であれば)」→「法律効果(～である・できる)」という条文の構造を意識しながらテキストを読み直すことです。

例えば、「自己の債権を保全する必要性があり(＝無資力要件)、債務者が権利不行使で、被保全債権が弁済期にあるか、保存行為に当たるか、裁判上の代位のとき、一身専属権以外の財産権に対してであれば」→「債権者代位権が行使できる」と確認することです。

③の解消法は、記述式問題の「設問」部分の読み取り時に、解答すべき内容部分にライン(下線)

を引くことです。たとえば、「Xは、Yに対して、どのような権利について、どのような契約に基づき、どのようなことを請求することができるか。」のように引きます。

Xの立場から、書くことが決められており、ラインを引いた部分をなぞる（呼応する）答え方をすれば良い。つまり、「〇〇権について、〇〇契約に基づき、〇〇を請求することができる。」と、〇〇を3箇所埋めるだけということを明確にするというわけです。

④に書いたように、記述対策として、問題とその解答を丸暗記する学習をしている方は、試験で、暗記したもの以外の問題が出題されているにもかかわらず、暗記した答えを書いてしまう傾向にあり、部分点なしの0点となる恐れが高いです。記述式問題の出題は、**暗記力を試すためのものではなく、事例分析力と、法律的解決力を試すためのものです**。あくまでも、設問事例を、現場できちんと分析し、完全な解答でなくても、キーワード（法律用語）を使って文章を組み立てましょう。

5. 総まとめ学習時期(7～9月)における「行政法」学習要領

最大配点科目である行政法は、「**投下時間量に比例して素直に点が伸びる科目**」です。やればやるだけ報われるので、総まとめ学習時期にも基本書（テキスト）の通読をしましょう。

行政法は、「**多肢選択式**」問題が2問出題されます。空欄で抜かれる文言は、「**講学上の概念・分類**」や「**訴訟類型**」、「**判決の種類・効力**」など、いわば「**似たような言葉**」であり、だからこそ多肢選択式問題の出題に向いているというわけです。テキストを通読するときは、それらの言葉を1度以上は書き、意味を正確に押さえ、他の似た言葉と区別できることが求められます。例えば、「**既判力**」と「**拘束力**」の区別はできていますか？また、**過去問の繰り返し率が高いのも行政法出題の特徴**ですから過去問題集も複数回解きましょう。なお、行政法の「**記述式**」問題は、例年、民法の記述式問題より難易度は低く、少なくとも20点中の10点は取りましょう。

ここでも、「**似たような言葉**」である行政法の用語が書けることが前提です。以下は行訴法の一例。

■例えば「訴訟類型」

→どのような場面で、何の訴訟類型を使うのか、テキスト記載事例等で具体的に把握しておく。

- | | | |
|--|--------------|--------------------------|
| 1. 処分の取消しの訴え | | |
| 2. 裁決の取消しの訴え | | |
| 3. 無効等確認の訴え | | |
| 4. 不作為の違法確認の訴え | | |
| 5. 義務付けの訴え（非申請型／申請型（不作為の違法確認の訴えとの併合請求） | | |
| | | （取消訴訟 or 無効等確認の訴えとの併合請求） |
| 6. 差し止めの訴え | | |
| 7. （形式的／実質的）当事者訴訟 | | |
| 8. 民衆訴訟 | 10. 争点訴訟 | } 民事訴訟
の類型 |
| 9. 機関訴訟 | 11. 国家賠償請求訴訟 | |

■例えば「訴訟要件」

→条文または判例のリーディングケースを押えておく。

- | | |
|-------------|---------|
| 1. 処分性 | 4. 被告適格 |
| 2. 原告適格 | 5. 裁判管轄 |
| 3. 狭義の訴えの利益 | 6. 出訴期間 |

6. 総まとめ学習時期(7～9月)における「一般知識」学習要領

「一般知識」は、行書試験の可否を分ける科目の一つといっても差し支えないでしょう。基準点の40% (14問中6問以上) がクリアできなければ「法令」がどんなに良くても不合格になってしまうため、法令のうち、主要3科目の学習がある程度終われば、商法・基礎法学を学習する前に、「一般知識」学習に取り組みましょう。

狙いは、「文章理解」の3問中2問と、「情報通信・個人情報保護」の4問中3問の合計5問を確実に取ること。「政治・経済・社会」は7問中の1・2問を取ればよいでしょう。

「文章理解」は、H12年度以降の過去問につき、3問セットを1回分として、解答時間は最大を25分とし、3問中2・3問が必ず正答できているようにすることです。出題形式や、選択肢のパターンを把握し、解説を読んで、解法テクニックを身につけていきましょう。

「情報通信・個人情報保護」は、法令学習の要領とほぼ同じです。個人情報保護法・行政機関個人情報保護法は、条文と、そこに出てくる法律用語の定義を押さえ、比較もおきます。また、この分野は過去問の繰り返し率も高いので、行政手続オンライン化法や公的個人認証法など、出題された論点の再確認をしておきましょう。逆に、情報通信用語は、過去に出題されたものの繰り返しはありません。日々進化する情報通信分野であるからこそ、旬の用語の吸収のため、基本書(テキスト)掲載の過去未出題のものや、答練で出題されたものを一つずつ知識に加えていきましょう。

「政治・経済・社会」は範囲が広すぎるため、出題可能性の高いテーマ・出題されたら取りやすいテーマ・ご自身の得意・好きな分野など、手を付けるテーマを絞る戦略も必要です。

■「政治」→日本の政治

1. 選挙 2. 行政改革 3. 議院内閣制 4. 地方自治

■「経済」→財政

1. 国の財政(財政法) 2. 地方財政(地方自治法) 3. 税制度 4. 予算

■「社会」→環境

1. 環境関連の条約 2. 環境影響評価法

7. 10月の直前期答練期の学習要領

直前期答練の復習時に行う学習およびその注意点は、4ページ目のスケジュール内に書いた通り。これらの答練では、「解答順」や「時間配分」のシミュレーションをしていくことが大切です。

【H23年度問題番号】

基礎法学	1～2	多肢選択式	41～43
憲法	3～7	記述式	44～46
行政法	8～26	政治・経済・社会	47～53
民法	27～35	情報通信・個人情報保護	54～57
商法	36～40	文章理解	58～60

※網掛科目は、必ず時間を回さなければならないもの。従って、3時間の最後に解くには適さない。

法令科目の問1から順に解き始める場合は、一般知識のために残り50分を確保し、一般知識の解答順を、文章理解→情報通信・個人情報保護→政治・経済・社会の順にしましょう。